

野田市

補整具等購入費用
助成金交付事業

医療用ウィッグ

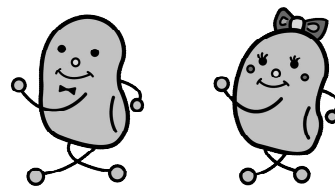
がん患者さんなどの社会生活を支援するため、
これらの購入費用の一部を助成します

胸部補整具

(乳がん手術後の
補整下着等)

エピテーゼ

(人工のボディパーツ)



野田市では、傷病やその治療などにより外見の変化があった方等に対し、心理的・経済的負担を軽減するとともに、就労や通学などの社会生活を支援するため、補整具等の購入費用の一部を助成します。

対象者 補整具等を利用する方またはその保護者（本人が未成年者の場合に限る）であって、①～③すべてに該当する方	① 補整具等を購入した日から申請日まで、継続して野田市に居住し、住民登録がある方 ② 傷病の治療に伴う外見の変化または先天的な身体の外表の特性等を補うために補整具等を購入した方 ③ 野田市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではない方	
助成の対象となるもの ※令和5年4月1日以降に購入したものに限り ※付属品、ケア用品は対象外	医療用ウィッグ	・全頭用かつら（頭皮を保護するネット含む） ・毛付き帽子
	胸部補整具	・補整下着 ・補整パッド
	エピテーゼ	・身体の外表に取り付けるもの ・人工乳房、乳頭、顔、鼻、耳、指 等
助成額 税込み購入金額の1／2 （1円未満切り捨て） ※上限額は右記のとおり	医療用ウィッグ	19歳*以上 上限3万円 18歳*以下 上限5万円
	胸部補整具	上限1万円
	エピテーゼ	上限5万円
必要書類	① 野田市補整具等購入費用助成金支給申請書兼請求書 ② 傷病の治療又は身体の外表の特性等に起因するものであることがわかる書類の写し（治療方針計画書、手術の同意書など） ③ 補整具等の購入日・金額がわかる書類の原本（領収書など）	
注意点	申請期限	・購入日の翌日から2年以内
	助成回数	・各種類（医療用ウィッグ・胸部補整具・エピテーゼ）につき1回まで ※再発等があった場合に限り再度助成 ・18歳*以下の医療用ウィッグについては、年度ごとに1回まで
	その他	・印鑑は、朱肉をつけて押すものを使用してください（認印可）
申請・問合せ先	〒278-0003 野田市鶴奉7番地の4 野田市保健センター 健康増進係 04-7125-1189	

*年齢は購入年度末（3月31日）時点

Q & A

◆ 補整具等について

Q	がん治療以外の理由で医療用ウィッグを購入しました。助成の対象になりますか？
A	全頭型・汎発性脱毛症、膠原病や代謝の疾患、熱傷や外傷後後遺症として脱毛の診断がされている場合は、助成対象となります。加齢によるものは対象外です。
Q	どのようなウィッグが助成対象になりますか？
A	全頭用かつらと毛付き帽子が対象となり、医療用として販売されているものに限りません。部分用ウィッグは対象外です。
Q	胸部補整具について、専用の補整下着のみが対象になりますか？
A	専用の商品に限らず、補整下着として使用するものが対象になります。

◆ 申請について

Q	胸部補整具の申請をしましたが、上限額に達しませんでした。追加で購入した分を申請できますか？
A	上限額に達しない場合でも、助成を受けられるのは原則1回のみです。ただし、再発や新たな傷病の発現があり必要と認められた場合に限り、再度助成を受けることができます。
Q	高校3年生の3月（18歳）にウィッグを購入し、その翌月の4月に申請をします。上限額はいくらですか？
A	購入した年度の3月31日時点の年齢で上限額が決まりますので、上限は5万円です。
Q	消費税や送料は含めて申請してもよいですか？
A	本体価格＋消費税が助成対象となります。付属品やケア用品代、送料、代引き手数料、クーポンやポイント利用による値引き分は含めずに申請してください。
Q	同じ種類の補整具を複数購入しました。申請書はどのように書けばよいですか？
A	購入年月日がそれぞれ異なる場合は、最も古い日付を記入してください。購入金額は、補整具等の購入金額を税込みで記入してください。
Q	野田市在住の未成年の子どもにウィッグを購入しました。市外在住の保護者が申請することはできますか？
A	市外在住の方は申請できません。補整具等を利用する本人が未成年者の場合、本人と申請する保護者の両者ともに、補整具等の購入日から申請日まで野田市に住民登録していることが要件となります。